

天理市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第14号

天理市契約規則の一部を改正する規則

天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「20万円」を「50万円」に改め、「及び」の次に「契約の金額が20万円以上の」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。